

【地方税法等の一部を改正する法律等により船橋市市税条例のうち令和8年4月1日施行を予定している内容】

個人市民税

① 所得割の課税標準の変更 (第33条)

特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う、所得割の課税標準の変更

○原則として、上場株式等の配当等には支払時に5%の住民税が徴収され、納税義務者は「申告不要」、「総合課税」、「申告分離課税」のいずれかを選択することができる。

しかし、納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等(特定大口株主配当等)は、「総合課税」が義務付けられているとともに、支払時の住民税の徴収の対象外とされていた。今回の地方税法の改正により、当該配当等についても、支払時に住民税を徴収する仕組みへと変更されるが、引き続き総合課税を維持するため、所要の改正を行うもの。

	配当等の支払い時	課税方式
一般の株主等	住民税5%を特別徴収	次のいずれかを納税義務者が選択 ①申告不要、②申告分離課税、③総合課税
大口株主等	住民税の特別徴収なし →住民税5%を特別徴収へ変更	総合課税のみ(住民税率10%) → 変更なし

※「特定配当等」とは 税率が分離され、源泉徴収される配当のこと。

※法人税法上の同族会社：発行済株式の50%超を、上位3位までの株主一族(親族や支配下にある法人を含む)が占めている会社をいう。

② 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例 (附則第8条)

肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長(現行:令和9年度→令和12年度)

○肉用牛生産農家の経営の安定を目的とした特例措置。指定を受けた食肉卸売市場等で肉用牛を売却した際、1頭あたりの売却価額が100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満であり、かつ年間の売却頭数が1,500頭以内である場合、その売却所得に係る住民税の所得割が免除される。

③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（附則第17条の2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長（現行:令和8年度→令和11年度）

○地方公共団体や特定の民間事業者等が行う優良な宅地造成事業等（例：優良建築物等整備事業、公共施設整備を伴う宅地造成事業等）のために、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分に対する住民税の税率が5%（市民税3%・県民税2%）から4%（市民税2.4%・県民税1.6%）に軽減される。

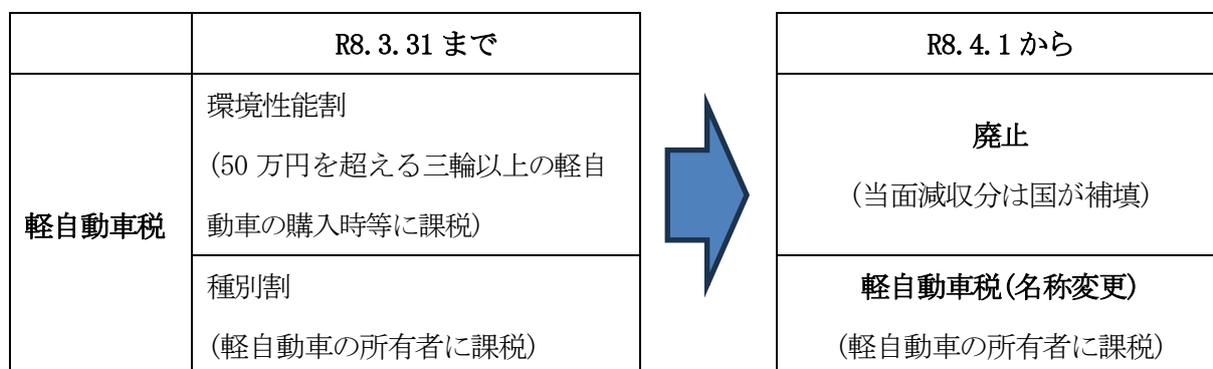
軽自動車税

① 環境性能割の廃止に伴う改正

（市税条例第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8、第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、附則第15条の2の2、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6、附則第15条の7、附則第16条、附則第16条の2、船橋市市税条例等の一部を改正する条例附則第6条）

軽自動車税（環境性能割）が令和8年3月31日をもって廃止されることとなった。
このことに伴い、軽自動車税（種別割）について、軽自動車税に名称を変更する。

○環境性能割については、米国の関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため廃止されることとなった。



② グリーン化特例（軽課）の延長（附則第16条）

電気自動車等のグリーン化特例の措置（概ね税額75%軽減）を、令和10年3月31日までの2年延長（現行:令和8年3月31日→令和10年3月31日）

○電気自動車、天然ガス軽自動車を取得した場合、翌年度の軽自動車税に限り、税額が軽減される。

○軽減の対象車両

軽課対象区分	税率	備考
電気自動車	概ね75%減	2年延長 (令和10年3月31日まで)
天然ガス自動車のうち平成30年排出ガス保安基準達成車または平成21年天然ガス車基準適合かつ平成21年天然ガス車基準からNOx10%低減達成車		

○軽減後の税率

車種		通常税率	概ね75%軽減	
3輪のもので総排気量660cc以下のもの		3,900円	1,000円	
4輪以上のもので 総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	6,900円	1,800円
		自家用	10,800円	2,700円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円
		自家用	5,000円	1,300円

その他規定の整備

① 地方税法等の項ずれ及び規定の削除等による規定の整備

（附則第7条の3、附則第7条の3の2、附則第10条の2、附則第10条の3、附則第16条の3、附則第16条の5、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3）